

1. みどりの基本計画策定の目的

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法*に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいい、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを記載したみどりとオープンスペースに関する総合的な計画です。

【 都市緑地法第4条第1項における規定 】

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

【 緑の基本計画制度の概要 】（国土交通省 HP より）

- 市町村が策定します。
- 策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努め、また、計画は公表するよう努めることになっています。
- おおむね次の内容を定めるものとされています。
 - ①緑地の保全及び緑化の目標
 - ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
 - ③地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項(注)
 - ④特別緑地保全地区*内の緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ・ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ・ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ・ その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
 - ⑤生産緑地地区*内の緑地の保全に関する事項
 - ⑥緑地保全地域*及び特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区*並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ⑦緑化地域*における緑化の推進に関する事項
 - ⑧緑化地域*以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区*及び当該地区における緑化の推進に関する事項

注：緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。（都市公園法第3条第2項）

また、都市公園の管理の方針についても緑の基本計画に定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を管理するよう努めることとされています。（都市公園法第3条の2第2項）

(2) 計画策定の背景

本市では、平成 10 (1998) 年に「泉佐野市緑の基本計画」(以下、「旧計画」という。)を策定し、その後、「第 4 次泉佐野市総合計画」の策定に合わせて、平成 21 (2009) 年 3 月に改定を行い、各種取り組みを進めてきました。

平成 21 (2009) 年の計画策定後、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、それに伴い、根拠法となる都市緑地法をはじめとする関連法令や運用指針の改正が行われました。また、泉佐野市緑の基本計画と同時期に改定される「第 5 次泉佐野市総合計画」「泉佐野市都市計画マスタープラン」など、大阪府や本市の上位・関連計画の策定及び改定が行われました。

このような中、法改正への対応や、上位・関連計画との整合、事業等の進捗状況を踏まえた取り組みの見直しを行うため、旧計画を「泉佐野しみどりの基本計画」(以下、「本計画」という。)として改定しました。

根拠法である「都市緑地法」の実際の運用を示した「都市緑地法運用指針」は、生物多様性*の確保、計画対象への生産緑地等の農地の取り込み、官民協働による多様な緑地整備・管理の展開、建物緑化等の緑化技術の展開などを主な内容とした改定が行われています。

また、平成 25～27 年度にかけて国土交通省国土技術政策総合研究所が設置した「今後の緑の基本計画のあり方に関する研究会」における学識者との議論をもとに、都市緑地計画の 6 つの新たな視点がまとめられました。

本計画では、後述する 4 つの機能区分でみどりの状況を把握し、これらのみどりを取り巻く背景や新たな視点を踏まえながら課題を抽出し、みどりづくりの方策を立案しています。

【 都市緑地計画の6つの新たな視点 】

①グリーンインフラストラクチャーの形成

- ・グリーンインフラストラクチャーとは、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されています。
- ・成熟社会の持続可能性が高い都市形成には、災害に対する安全性や生物多様性、都市住民のQOL（生活の質）の向上といった分野がより重要になるため、グリーンインフラストラクチャーによる緑地計画によって、自然環境の持つ多機能性を活かした都市空間を実現していく手段へと、緑の基本計画の役割を拡大することが期待されます。

②環境負荷の低減とQOL（生活の質）の向上

- ・今後の緑の基本計画は、緑の量的確保だけでなく、質的向上が求められます。質的向上の目指す方向性として、環境負荷の低減とQOLの向上を同時に目指すことが考えられます。

③地域が抱える社会問題の解決

- ・地域における緑の功罪は、人の活動の有無（例：管理放棄された空閑地とコミュニティガーデン）によって分かります。緑の量ではなく、そこで行われる人の活動に着目し、その活動が行われることによって、社会問題がどの程度解決されたかという視点で緑地計画の成果を判断すべきです。

④自然環境構造に基づく都市の再生

- ・緑の基本計画には、地域全体の観点から、場所ごとの自然環境特性や潜在的な価値を見据えて、多様な主体に方針を示すという役割が期待されます。

⑤緑地由来生物資源の地域内循環

- ・市街地-農地-里山など、トータルに地域内資源循環を実現するための土地利用を示すことが、新たな緑の基本計画の方向性のひとつと考えられます。

⑥他分野の専門化との協働

- ・緑地計画が、今後、都市経営を担う一員として、時代や社会のニーズ・要請に応えるためには、土木、建築、都市計画、社会学などの他分野の専門家と協働して、総合的なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

資料：国土技術政策総合研究所資料「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」
人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書

(3) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条第3項に示されているとおり、「第5次泉佐野市総合計画」に即した計画とし、「泉佐野市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画」と調和するよう策定します。また、大阪府の広域的視点からみたまどりの推進施策の方向を示した、「みどりの大阪推進計画」を指針として踏まえた内容とします。

泉佐野市総合計画が市民生活に関わるさまざまな計画の基本方針を示し、泉佐野市都市計画マスタープランが、総合計画のまちづくりを具体化していく手段としての都市計画に関する基本的な方針を示すのに対して、本計画は、みどりに関するまちづくりや環境保全についての施策の方針を示す計画として策定します。

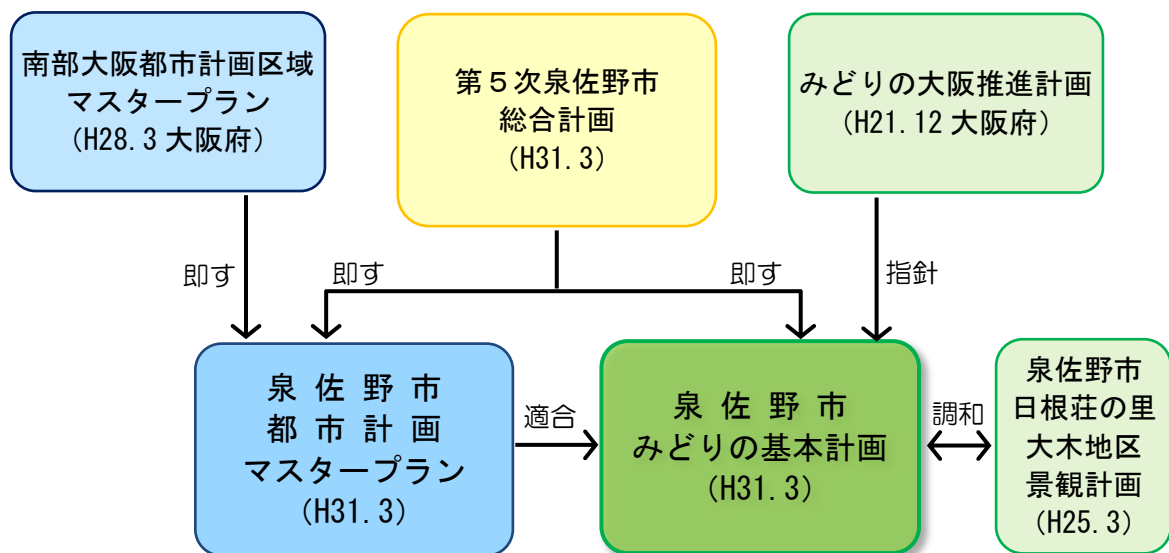


図 泉佐野しみどりの基本計画の位置づけ

2. みどりの基本計画の構成

(1) 計画の対象区域

本市のあらゆるみどりとオープンスペース*を取り扱うためにも、本計画の対象区域は、泉佐野市全域（都市計画区域）とします。

(2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、本計画を適合させる必要がある「泉佐野市都市計画マスタープラン」と同じく、長期的な視野から概ね20年後の都市のみどりの姿を展望した上で、10年間で実現すべき事項について定めるため、基準年次を平成30（2018）年度とし、目標年次は「第5次泉佐野市総合計画」の計画期間と合わせ、2028年度とします。

(3) 計画の構成

本計画は、「序章 はじめに」、「第1章 泉佐野市の概要及びみどりの現況と課題」、「第2章 緑地の保全及び緑化の目標の設定」、「第3章 みどりに関する施策の方針」、「第4章 計画の実施体制の整備」、の5つの章で構成しています。

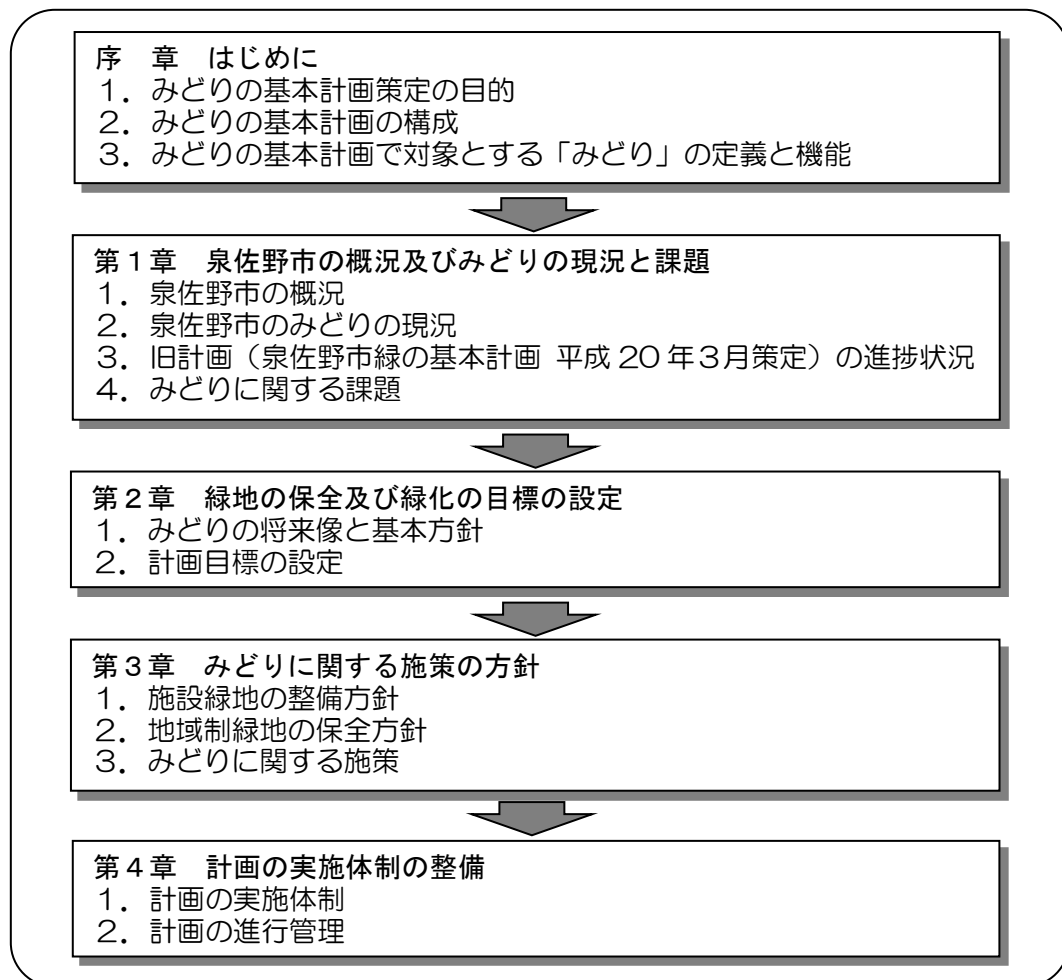


図 泉佐野市みどりの基本計画の構成

3. みどりの基本計画で対象とする「みどり」の定義と機能

(1) みどりの機能

近年、地球温暖化など環境問題の深刻化、災害に対する都市の安全性への関心の高まり、価値観の多様化などの社会情勢を受けて、みどりの役割の重要性が再認識されています。

みどりの機能は非常に多岐にわたりますが、従来、みどりの機能は、下図に示す大きく4区分で整理されています。ひとつのみどりは、多面的な機能*を複合的に持っています。

成熟化社会の中で、社会経済的価値や地域マネジメント*的視点等、新たなみどりの位置づけの追加も求められていますが、みどりが持つ4つの基本的な機能区分に変わりはなく、本計画におけるみどりの把握は、この4区分で行います。



図 みどりの4つの機能

(2) みどりの基本計画で扱う「みどり」

1) みどりの基本計画における「みどり」

一般に緑とは樹木、草花等の植物ととらえられますが、「みどりの大阪 推進計画」では、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを「みどり」としています。

本計画における「みどり」は、公園緑地を基本に、グラウンド、庭、植栽地、街路樹、農地、森林等に河川・水路、ため池等の水辺やオープンスペースを合わせた総称とします。

2) みどりの基本計画における「緑地」

本計画において、目標水準の対象となる緑地（将来にわたって残される可能性が高い担保性があるみどり）は、公共施設等として管理される「施設緑地」と法規制等の土地利用コントロールで確保される「地域制緑地等」に大別されます。

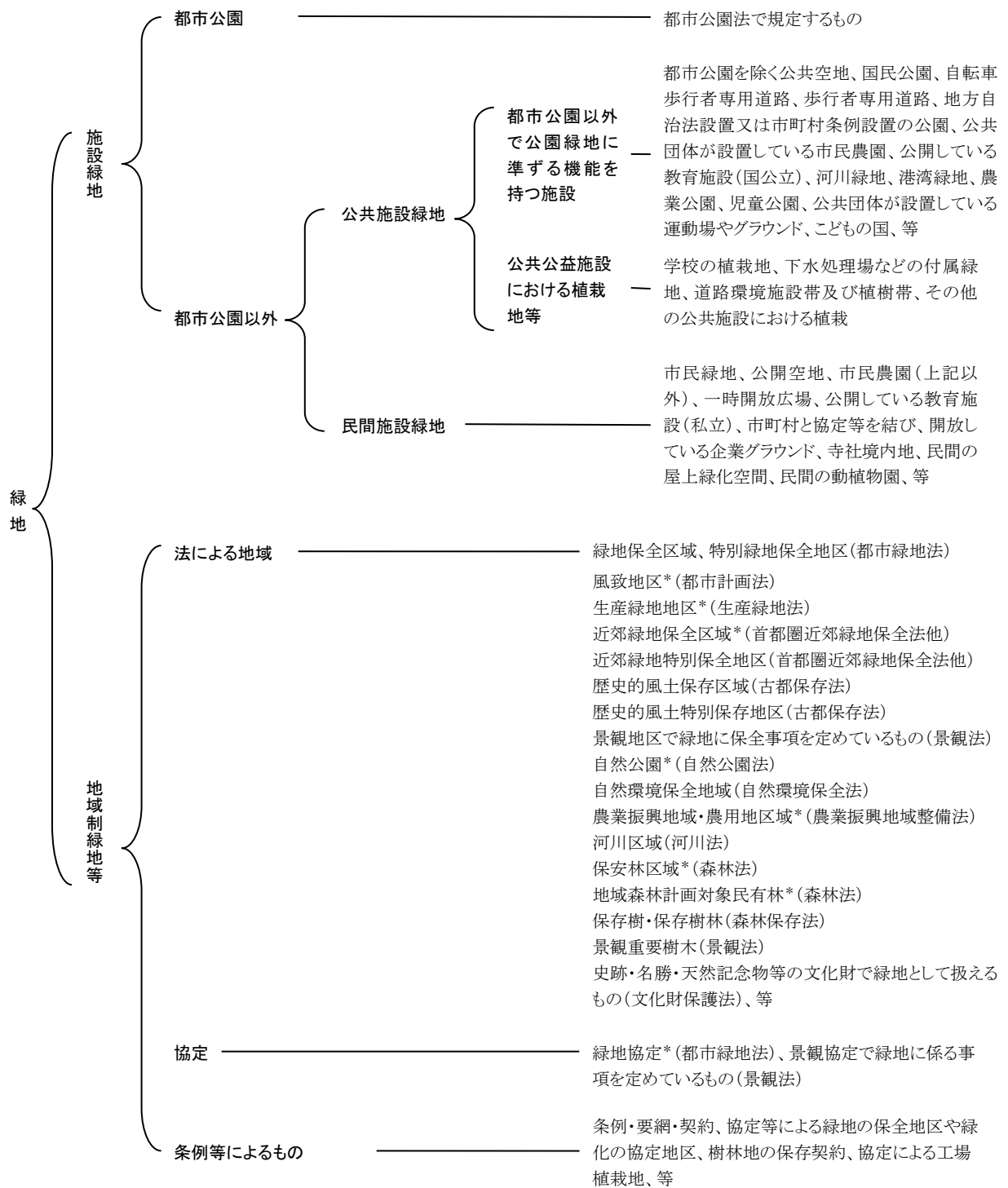


図 緑地の分類

資料：「新編緑の基本計画ハンドブック」社団法人日本公転緑地協会
 (「児童遊園」は本市の実情に合わせて「児童公園」とした)

